

平成28年度二宮町防災会議次第

日時：平成28年7月27日（水）
10時00分から

場所：二宮町町民センター3階
3Aクラブ室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱状交付（委員自己紹介）

4 議 題

（1）平成28年度二宮町総合防災訓練について **【資料1】**

（2）二宮町地域防災計画の改定について **【資料2】**

（3）その他

5 閉 会

平成28年度 二宮町防災会議委員出席者名簿

(敬称略)

| 職名 | 機関名称 | 役職名 | 氏名 | 代理出席 |
|----|------------------------------------|-------|--------|-----------------|
| 会長 | 二宮町 | 町長 | 村田 邦子 | |
| 委員 | 農林水産省関東農政局 神奈川支局 総括農政推進官 | 総括管理官 | 北村 麗子 | 欠席 |
| 委員 | 海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署 | 署長 | 和田 聡明 | |
| 委員 | 神奈川県湘南地域県政総合センター | 所長 | 太田 良勝 | 代理 防災課長 吉原 秀紀 |
| 委員 | 神奈川県平塚土木事務所 | 所長 | 小内 薫 | 代理 副所長 渡邊 智幸 |
| 委員 | 神奈川県平塚保健福祉事務所 | 所長 | 南出 純二 | |
| 委員 | 神奈川県企業庁平塚水道営業所 | 所長 | 渡部 茂樹 | |
| 委員 | 神奈川県大磯警察署 | 署長 | 磯野 正彦 | 代理 警備課長 浅見 敏幸 |
| 委員 | 二宮町 | 副町長 | 長尾 秀美 | |
| 委員 | 二宮町 | 部長 | 安部 健治 | |
| 委員 | 二宮町教育委員会 | 教育長 | 府川 陽一 | |
| 委員 | 二宮町 | 消防長 | 小熊 朗 | |
| 委員 | 二宮町消防団 | 団長 | 池田 昌隆 | |
| 委員 | 東日本電信電話株式会社 神奈川西支店 | 支店長 | 岡村 浩之 | 代理 総括担当課長 長橋 和弘 |
| 委員 | 東日本旅客鉄道株式会社 国府津駅 | 駅長 | 成田 努 | 代理 助役 田中 和彦 |
| 委員 | 神奈川中央交通株式会社 平塚営業所 | 所長 | 鈴木 清彦 | 欠席 |
| 委員 | 東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社 | 支社長 | 杉本 順 | |
| 委員 | 中日本高速道路株式会社 東京支社 小田原保全・サービスセンター | 所長 | 二村 慎 | |
| 委員 | 日本郵便株式会社二宮郵便局 | 局長 | 久保田 浩巳 | |
| 委員 | 二宮町地区長連絡協議会 | 会長 | 矢島 篤造 | |
| 委員 | 小田原ガス株式会社 | 取締役社長 | 原 正樹 | 代理 供給部長 飯田 勉 |
| 委員 | 中郡医師会二宮班 | 班長 | 工藤 成樹 | 欠席 |
| 委員 | 陸上自衛隊第4施設群 | 群長 | 武隈 康一 | 代理 郡土木幹部 山野 知春 |
| 委員 | 二宮建設協力会 | 会長 | 高宮 松蔵 | |

今回委嘱状交付者

事務局

| | |
|----------------------|-------|
| 政策総務部防災安全課長 | 西山 哲也 |
| 政策総務部防災安全課 危機管理班長 | 荻野 真生 |
| 政策総務部防災安全課 危機管理班 | 原 邦成 |

平成28年度二宮町総合防災訓練計画

1 目的

大規模地震発生時による初動体制の強化及び検証の実施。また、町と自主防災組織、防災関係者が一体となった訓練を実施することにより図られる防災体制の確立及び防災意識の高揚を図り、併せて各地区の安否確認を中心とする訓練の実施によりさらなる共助の強化を図ることを目的とする。

2 訓練の名称 平成28年度 二宮町総合防災訓練

3 実施日時 平成28年8月28日(日) 地震発災 午前8時00分

4 訓練会場 二宮町全域
二宮町役場・災害時地区本部・広域避難所等

5 訓練内容 (1)初動対応及び情報伝達収集訓練(行政・自主防災組織・関係団体)
(2)津波対策訓練(消防署・沿岸3地区自主防災組織)
(3)災害時地区本部運営訓練(自主防災組織)

6 想定(参考資料「神奈川県地震被害想定調査報告書」)

一 神奈川県西部地震 一

平成28年8月28日(日)午前8時00分、二宮町は神奈川県西部地域を震源とする震度6弱の強い地震に見舞われた。この地震によって建物の倒壊が発生する中、相模湾一帯に大津波警報が発令された。

(1) 地震規模訓練震度

○ 震度6弱

○ 津波発生 二宮町5m 最大津波到達時間約5分

(2) 訓練被害規模

○ 建物被害 全壊10棟 半壊270棟 火災件数2件 焼失棟数0棟

○ 人的被害 死者0人 負傷者110人(うち軽症者60人、中等症者50人)

数値は、神奈川県被害想定調査報告書による想定値

土砂崩れ、液状化の被害なし。津波による浸水被害なし。

電気23,390軒停電、ガス1,740戸供給停止(都市ガス)、通信回線10,070回線不通。上下水道においては、上水80人断水、下水440人機能支障。

7 参加機関

- ・二宮町
- ・二宮町議会
- ・二宮町教育委員会
- ・二宮町消防本部・消防署
- ・陸上自衛隊第4施設群
- ・神奈川県
- ・神奈川県警察大磯警察署
- ・神奈川県企業局平塚水道営業所
- ・二宮町地区長連絡協議会
- ・中郡医師会二宮班
- ・二宮建設協力会
- ・二宮町消防団
- ・二宮町漁業協同組合
- ・西湘管工事業協同組合

8 訓練実施項目

(1) 初動対応及び情報伝達収集訓練（行政・自主防災組織・関係団体）

| 訓練項目 | 訓練内容 | 参加機関（者） |
|--------------|--|--------------------------------|
| 情報伝達訓練 | Jアラートによる「緊急地震速報」受信により、防災行政無線により住民に対して地震発生到来内容を放送し、住民への情報伝達を行う。ツイッターの利用も考慮する。 | 消防署 町職員 |
| 危険回避訓練 | 「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。（安全確保行動） | 町職員 |
| 安否確認情報収集訓練 | 安否情報確認システムを活用して、町職員、町議会議員、中郡医師会二宮班員、地区長（自主防災組織）に対し安否確認を行い、更に災害時地区本部の立ち上げ要請を行う。 | 町職員・町議会議員・中郡医師会二宮班・地区長（自主防災組織） |
| 初動シミュレーション訓練 | 災害発生時の応急業務や継続性の高い業務について講義により習得し、業務継続計画策定に向けた検証作業等シミュレーション訓練を行う。（詳細は、5ページを参照） | 町職員 |
| 広域避難所開設準備訓練 | 広域避難所開設準備及び各地区安否確認状況、被害状況等を取りまとめ、災害対策本部へ情報伝達を行う。また、災害時特設公衆電話の設置訓練を行う。 | 広域避難所 配備職員 |

(2) 津波対策訓練（消防署・沿岸3地区自主防災組織）

| 訓練項目 | 訓練内容 | 参加機関（者） |
|--------|---|---------------|
| 情報伝達訓練 | Jアラートによる「大津波警報」発令広報。海岸におけるオレンジフラッグ掲出による情報伝達。（今回は想定5分で到達の為行わない） 消防署による海面監視、避難広報を実施。 | 消防署 漁業協同組合 |

| 訓練項目 | 訓練内容 | 参加機関（者） |
|--------|---|-------------------|
| 避難訓練 | 通川勾地区、茶屋地区、梅沢地区住民及び海浜利用者は、津波災害指定避難場所、もしくは高台に避難する。避難経路確認。（時間計測を実施） | 通川勾地区・茶屋地区・梅沢地区住民 |
| 避難誘導訓練 | 自ら避難できる体制を確保しつつ、津波に対する避難者の安全確保を図る。 | 消防署 大磯警察署 |

※津波避難訓練を含む消防関係訓練につきましては別紙計画のとおり実施

(3)災害時地区本部運営訓練（自主防災組織）

| 訓練項目 | 訓練内容 | 参加機関（者） |
|--------------------|--|--------------|
| 危険回避訓練 | 「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。 （姿勢を低く！頭を守って！揺れが収まるまで動かない） ツイッター導入者は、受信状況の確認。 火の元確認。建物の損壊状況、ガスの元栓確認。自宅のブレーカーを降ろすことにより通電火災の防止策をとる。 | 住民 |
| 安否確認訓練 要援護者対応訓練 | 各地区は災害時地区本部を拠点に、地区で決定している方法と名簿で安否確認訓練を行う（安否確認は、確認情報の統一化を推進している）。要援護者支援に対する連携訓練を行う。中学生の訓練参加により地域防災力の向上を促進する。 | 自主防災組織 住民 |
| 情報伝達収集訓練 | 地区内における被害状況の情報収集を行う。また、安否確認結果及び被害状況を広域避難所配備職員に報告する。 防災行政無線（移動系）を活用した、防災行政無線情報受伝達訓練を災害対策本部と連携し行う（一部地区） | 自主防災組織 |

| 訓練項目 | 訓練内容 | 参加機関（者） |
|---------|--|---------------------------------------|
| 飲料水供給訓練 | 発災から3時間後を想定し、各地区は、不足している飲料水を町指定場所へ受け取りに行く。 | 県企業局平塚水道 営業所・西湘管工 事業協同組合 町職員 |
| 地震対応訓練 | 地区自主計画による給食（炊き出し）訓練や各地区が防災倉庫に配備する資機材の点検等の実施。 | 自主防災組織 住民 |

9 その他

○今年度の防災訓練においては、中学生の積極的な参加を求める事を考慮する。

○当日訓練中止の場合は次のとおりとして、中止決定は当日6時30分とする。

関係機関には防災安全課より電話により連絡を行い、町民には防災行政無線で周知する。（中止による放送時間、7時30分）

当日の訓練実施に関わる問い合わせは、防災安全課（71-3311代）又は消防署で対応。（72-0015代）

（ア）県内もしくは二宮町内に、気象通報における警報もしくは災害が発生する恐れがある場合。

（イ）雨天により訓練参加者の安全確保が困難な場合。

○津波対策訓練対象地区は、通川勾地区、茶屋地区、梅沢地区とします。

○防災行政無線による防災行政無線情報受伝達訓練対象地区は、一色、緑が丘、中里、元町北、富士見が丘1丁目、富士見が丘3丁目、百合が丘2丁目、上町、下町、梅沢 計10地区とします。

◆平成 28 年度総合防災訓練（職員）の内容について

| 時 間 | 内 容 |
|-----------|--|
| 8 : 2 5 | 職員参集（各部署より初動指針担当部署へ 8 : 25 現在の参集者報告） |
| 8 : 3 0 | 災害対策本部開設（事務局） 町民センターへの移動を促す案内を館内放送する。 |
| 8 : 4 5 | 災害対策本部長（町長より） 今回は、議会でも話があったBCP（事業継続計画）策定にあたっての訓練を行う。町民センター（大ホール）に参集し講義を聞くことにした。災害発生したら、今の業務をどう進めるか真剣に議論して欲しい。その後、町民センターの各部屋で部署に分かれて、策定にあたって議論をしてもらう。 |
| 9 : 0 0 | 町民センターホールで講義（～10 : 0 0） 講師：(株)総合防災ソリューション 山本忠雄氏 予定 ○講義 9:00～10:00 予定 テーマ「二宮町における業務継続計画の作成に向けた職員研修」 ※地震発災時等における地方公共団体の業務において、災害時におけるヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講ずることにより、大規模な地震災害時等にあっても適切な業務遂行を行うことを目的とした計画策定のための職員研修を行う。 ・非常時優先業務の考え方・計画に含める事項・現状と課題 ・全庁的な計画の検証作業などを講義 |
| 1 0 : 1 5 | ○講義を受けて各課における検討（10:15～11:30）町民センター各部屋 ・講師は時間の範囲内で各課の検討についてアドバイスを行う。 各部署で議論 ※各課長を中心に、どのように議論を進めてもらうか、事前に調整する。 シートに基づき、各部署で議論をしてもらう。 |
| 1 0 : 0 0 | 町長・副町長・教育長は、災害時地区本部へ |
| 1 1 : 3 0 | 議論終了 ⇒ まとめたシートを各部長に報告 |
| 1 1 : 4 5 | 各部長は、災害対策本部（役場庁舎 2 階第 1 会議室）へ参集 各部署でまとめたシートを提出 |
| 1 2 : 0 0 | 職員解散 |

◆ 配備職員一覧表

広域避難所

| 配置施設名 | 職員総括責任者 | 職員総括副責任者 | 班員 |
|--------|--|--------------------------------|-------------------------------------|
| | ・広報及び連絡調整 | ・無線従事者 ・避難者 | ・被害調査 ・資機材及び物資 |
| 二宮中学校 | 健康福祉部福祉保険課 介護保険班長 二宮 浩久 | 健康福祉部福祉保険課 介護保険班 永井 貴之 | 教育部生涯学習課 生涯学習・スポーツ班 木本 盛之 |
| 二宮西中学校 | 政策総務部戸籍税務課 収税班長 剣持 貴宏 | 都市部下水道課 業務班 井上 大介 | 健康福祉部子ども育成課 子育て支援班 砺波 学 |
| 一色小学校 | 都市部生活環境課 生活環境班長 山口 尚人 | 政策総務部戸籍税務課収税班 加藤 庸介 | 都市部都市整備課 公園緑地班 二見 公仁男 |
| 山西小学校 | 政策総務部財務課 財務契約班 高谷 洋文 | 政策総務部総務課庶務人事班 大木 健司 | 健康福祉部健康づくり課 地域包括ケアシステム班 多田 基弘 |
| 二宮高等学校 | 都市部生活環境課 環境政策班長 石原 慎也 | 健康福祉部健康づくり課 健康長寿班 宮戸 崇 | 政策総務部戸籍税務課課税班 本間 涼 |
| 町立体育館 | 都市部産業振興課農林水産班長 兼農業委員会事務局書記 竹本 直昭 | 健康福祉部子ども育成課 子育て支援班 竹内 伸介 | 出納課出納班 松本 正 |
| 二宮小学校 | 都市部下水道課 業務班長 木村 正美 | 出納課出納班長 松本 義明 | 都市部生活環境課 環境衛生センター班 山口 拓朗 |

中央応急救護所

| 配置施設名 | 職員総括責任者 | 職員総括副責任者 | 班員 |
|----------|------------------------------------|------------------------|--------------------------------|
| | ・広報及び連絡調整 | ・無線従事者 ・避難者 | ・被害調査 ・資機材及び物資 |
| 生涯学習センター | 健康福祉部福祉保険課 福祉・障がい者支援班長 田嶋 卓司 | 政策総務部財務課財務契約班 井上 博之 | 教育部生涯学習課 生涯学習・スポーツ班 川村 純 |

※ 中央応急救護所開設時には、医療救護班（健康づくり課）と全保健師が対応するものとする。

二宮町災害対策本部要綱 別表第4（第8条関係）

地震災害・風水害における非常配備

| | 対象職員 | 地震災害時自動参集基準 | 風水害時参集基準※ |
|------|--|------------------|---|
| 情報収集 | 防災安全課の職員全員、都市整備課長及び道路班の職員全員 | 震度4以下であっても事態に応じて | 大雨洪水警報発令時又は 20mm以上（1時間雨量） 3.3mm以上（10分間雨量） |
| 1号配備 | 各部課等の長及び総務課庶務人事班・企画政策課・地域政策課の全職員、財務課財産管理班・戸籍税務課課税班、収税班・産業振興課・都市整備課・下水道課の班長 | 震度5弱 | 100mm以上（24時間雨量） 50mm以上（3時間雨量） 20mm以上（1時間雨量） |
| 2号配備 | 1号配備に全班長を増員、財務課財産管理班・産業振興課・都市整備課・下水道課の職員 | 震度5強以上 | 150mm以上（24時間雨量） 70mm以上（3時間雨量） 40mm以上（1時間雨量） |
| 3号配備 | 全職員 | 震度5強以上 | 2号配備参集基準に加え、全町域に及ぶ災害で本部の全活動力を必要とする場合。 |

※雨量情報については、消防署と防災安全課が連絡を取り合い確認をするものとし、風水害時に参集が必要な場合は、防災安全課より対象職員に安否情報確認システムによる参集依頼メールを配信します。

【現行計画】

- 現行計画については、神奈川県地域防災計画(平成 24 年)に準拠し、平成 24 年 12 月に全面的な見直し及び二宮町防災マップ(H25.3)の作成を行い、平成 27 年 3 月に一部修正を加えました。
- 現行計画は、「①人的被害の軽減(一人の犠牲者も出さない)」「②町民生活・活動の安定」を計画の 2 大目標と掲げ、平時及び発災時における庁内各部の役割を明確に位置づけたことが特徴となっております。

【改訂の背景】

- 神奈川県においては、東日本大震災の経験を反映し、最新の知見・技術を用い、地震による被害想定の見直しを平成 27 年 3 月に行い、地域防災計画についても、現在改訂作業を実施中です。
 なお、被害想定の見直しにより、二宮町では、津波被害の想定区域が拡大するなど大きく影響しております。
- 国においては、平成 26 年 8 月豪雨による広島市での土砂災害等も踏まえ、土砂災害防止対策基本指針の変更を平成 27 年 1 月に行い、都道府県に対しては、基礎調査結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定の促進、市町村に対しては、土砂災害に関する事項などを市町村地域防災計画に定めることが必要とされました。

【主な改訂内容(案)】

- 町行政改革に伴う組織改編への対応
- 地震被害想定内容の更新
- 改訂県地域防災計画との整合
- 土砂災害計画区域等(イエローゾーン・レッドゾーン)の指定を踏まえた、災害予防計画・災害応急対策計画の見直し
- 災害別一時避難所等の指定
- 防災マップの更新(防災マップと防災冊子の 2 部構成)

【スケジュール】

| | 地域防災計画 | 防災マップ |
|--------|------------|------------------|
| H28.7 | 改訂版作業着手 | 防災マップ&防災冊子作成作業着手 |
| H28.11 | 関係機関調整 | ↓ |
| H28.12 | 庁内配布 | ↓ |
| H29.1 | 庁内説明会→パブコメ | 印刷 |
| H29.3 | 防災会議提出 | 町民配布 |

○二宮町防災会議条例

参考資料

昭和 38 年 12 月 26 日条例第 20 号

改正

昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号
平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号
平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号
平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号

二宮町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、二宮町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 二宮町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 防災上重要な施設の管理者で町長が任命する者
- (10) その他町長が必要と認めるものうちから町長が任命する者

6 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町防災会議の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(会議の傍聴及び人数の制限等)

第3条 会議は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為により、審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って傍聴者を退場させることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。

(会議録)

第5条 会議録は、要旨をまとめて公開する。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関に所属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の議事その他運営等に関し必要な事項が生じたときは、審議会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。